

## 海外安全対策情報（平成30年7月～9月）

### 1 治安情勢及び国内における犯罪動向

(1) 当地の情勢は流動的であり、政治的、地理的要素等により治安情勢が突如変化する可能性を常に意識する。

(2) 当地においては、ガザ地区、レバノン領及びシリア領内からのロケット弾等が飛来する可能性があることを考慮し、空襲サイレン吹鳴時におけるシェルターへの避難等、緊急時対応を常に心がける。特に、本年5月下旬～8月初旬にはガザ地区より同周辺地区のイスラエル側に向けて多数のロケット弾等が発射され、ガザ地区近隣のステロット(Sderot)ではロケット弾の着弾により負傷者が発生し、また、一部のロケット弾についてはガザ地区から東方向に約40キロ離れたベルシェバ(BE'ER SHEVA)周辺にも着弾(被害なし)している。また、ガザ地区からの飛翔体の発射については、燃烧物等をつり下げた凧やバルーンによる方法も多くなっており、同地区近隣では農地等に火災被害が多発している。

(3) イスラエル人とパレスチナ人との間の緊張は継続しており、特に、エルサレム旧市街、東エルサレム、ヨルダン川西岸地区(以下「西岸地区」)、ガザ地区境界において、パレスチナ人によるイスラエル人(治安機関を含む)に対する襲撃事案等、及びこれに対するイスラエル治安機関による事態制圧・逮捕事案が引き続き発生している。ガザ地区のイスラエルとの境界付近等において、パレスチナ人デモ隊とイスラエル兵士との衝突により、主にパレスチナ側に多くの死傷者が出ていることから、それら状況を踏まえた慎重な行動が必要。

(4) 毎週金曜日、各モスクにおいて、イスラム教徒による大規模な集団礼拝(金曜礼拝)が行われる正午以降の時間帯においては、特に注意が必要。

(5) その他、一般犯罪についても、イスラエル国家警察の統計によると、2017年の当国での犯罪発生件数は330、196件と約1分30秒に1件の割合で事件が発生しており、海外に滞在していることを意識しつつ、日頃の注意が必要。なお、日本の犯罪発生件数と人口比を基に比較した場合、イスラエルは日本の約5倍。

※ 具体的な安全対策等については、大使館HPに掲載の「安全の手引き」等の安全情報を参照。

URL: [http://www.israel.emb-japan.go.jp/html/JP\\_SecurityInfo.html](http://www.israel.emb-japan.go.jp/html/JP_SecurityInfo.html)

### 2 被害者を伴う主なテロ・殺人・抗議デモ等の発生状況(上記1.の記載以外)

(1) 7月26日、エルサレム北東部アダム入植地において、パレスチナ人少年が同入植地内に侵入し、入植者3名を刺傷、入植者1名が重傷を負った。同少年は、その場で入植者により射殺された。

(2) 8月17日、エルサレム旧市街ライオン門付近において、パレスチナ人男性がイスラエル治安部隊員を刃物で刺そうとし、治安部隊員によって射殺された。

(3) 9月18日、エルサレム旧市街ダマスカス門付近において、パレスチナ人が入植者をドライバー（工具）で刺そうとしたとして、治安部隊員により射殺された。

(4) 9月16日、西岸地区ベツレヘム南部グーシュ・エツヨン交差点付近で入植者（40歳・男性。イスラエルと米国の二重国籍保持者）がパレスチナ人（17歳）によって刺殺された。

(5) 9月18日、西岸地区ラマツラ北西部ベイト・リーマーにおいて、イスラエル軍兵士がパレスチナ人を逮捕する際に暴行を加え、同人を死亡させた。

(6) 9月28日、西岸地区ラマツラ北部ベイトエル検問所付近において、パレスチナ人とイスラエル軍兵士間での衝突事案が発生、現場に居合わせたユネスコ車両が投石を受け、窓ガラスを損傷する被害に遭った。

(7) 9月30日、西岸地区ラマツラ市内において、イスラエル軍による搜索活動が行われパレスチナ人3名が逮捕された。当該搜索活動中に、パレスチナ人とイスラエル軍兵士間での衝突事案が発生し、パレスチナ人6名がゴム弾などで負傷した。

### 3 テロ・殺人・誘拐等凶悪事件の邦人発生状況

邦人被害の報告はない。

### 4 対日感情

基本的に良好であり、特段の変化は見られない。

### 5 日本企業の安全に関する諸問題

各団体においては、不測の事態に備え、緊急対応や連絡体制の整備及び維持・管理を日頃より継続的に行う必要がある。また、出張者等が当地を訪問する場合は、短期間であっても「たびレジ」への登録を行う。

### 6 大使館で実施した、邦人安全対策のための具体的措置

#### (1) 大使館らの情報提供（在留する全ての邦人対象）

(ア) 7月10日：イスラエル北部地域で発生している地震に関する情報提供及び注意喚起

(イ) 7月14日：ガザ地区・同周辺地域に関する注意喚起 7/14

(ウ) 7月20日：ガザ地区・同周辺地域に関する注意喚起 7/20

(エ) 7月26日：ガザ地区・同周辺地域に関する注意喚起 7/26

(オ) 8月 8日：ガザ地区・同周辺地域に関する注意喚起 8/8

(カ) 9月 6日：イスラエル・パレスチナにおける注意喚起・安全対策 9/6

#### (2) その他対応として、「たびレジ」登録者を対象とした注意喚起メールを別途発出した。

(ア) 7月：4回

(イ) 8月：5回

(ウ) 6月：3回